

令和6年度 杉並区私立幼稚園等施設等利用給付及び 保護者補助金のお知らせ(未移行幼稚園)

令和元年10月から開始となった幼児教育無償化に加え、杉並区では幼児教育の振興及び子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、私立幼稚園等に在籍する保護者に入園料や保育料等の補助を行っています。以下の内容をご覧ください、必要書類等の提出をお願いいたします。

1 補助対象者

以下の条件をすべて満たしている方

- ・ 園児と同居する保護者で、杉並区に住民登録をしていること。
- ・ 園児が私立幼稚園等（通園可能な範囲にある区外の園も対象）に在籍し、保護者が「入園料」を納入済みであること。
※償還払いを行う園の場合は、「入園料」「保育料」「預かり保育料」「給食費」を納入済みであること。
- ・ 園児が満3歳以上であること。
- ・ 教育・保育給付認定または施設等利用給付認定を有すること。
※申請方法については「3 申請の手続等」をご覧ください。

2 給付金・補助金の内容

種類	対象（要件）	補助金額
入園料補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園に在籍する園児（満3～5歳児）の保護者 ・ 入園日に園児の住民登録が杉並区にあること ただし、4月入園の場合は4月30日までに住民登録がある場合も交付対象 	年額 60,000 円 （所得制限なし） ※1人1回限り ※負担した入園料を上限とします。
保育料に対する補助金 （施設等利用給付＋保護者補助金）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園に在籍する園児（満3～5歳児）の保護者 	上限 月額 35,000 円（単価表参照） ※生活保護世帯、年収 360 万円以下相当世帯、多子世帯、ひとり親世帯等は加算有 ※負担した保育料を上限とします。 ※教材費、施設維持費、冷暖房費などの費用は、これまでと同様に実費負担となります。
預かり保育利用料等に対する補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幼稚園に在籍する園児（3～5歳児）の保護者 ・ 満3歳児（令和3年4月2日以降に生まれた園児）は区民税非課税世帯と第2子以降のみ対象です。 ※第2子以降とは、年齢を問わず保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児 ・ <u>保護者がいずれも「保育の必要性」の認定を受けていること（月48時間以上の就労が、常態である等）</u> ※在籍園の状況により、認可外保育施設等の利用も補助の対象となる場合があります。 	上限 日額単価 450 円×利用日数または月額 11,300 円の少ない方 ※負担した預かり保育利用料を上限とします。 ※満3歳児クラスの預かり保育利用料については、月額 16,300 円を上限に補助します。

副食費補足給付	給食実施園に在籍する園児（満3～5歳児） 世帯で、以下のいずれかに該当する世帯 ・生活保護世帯 ・区民税所得割非課税世帯 ・年収約360万円未満相当世帯 ・すべての世帯の第3子以降の園児 （小学校3年生までの兄弟が算定対象）	上限月額4,700円 ※副食費（副食材料費）とは、給食費のうち、主食（お米、パン等）以外のおかず・おやつ等にかかる費用分
---------	--	---

【保育料に対する補助金単価表】（令和6年度）

令和6年4月1日改訂

（円）

区分	区民税所得割額	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護受給世帯	38,600	38,600	38,600
2【ひとり】	非課税世帯【ひとり親世帯等に該当】			
2	非課税世帯	35,600		
3【ひとり】	77,100円以下【ひとり親世帯等に該当】			
3	77,100円以下（年収約360万円以下）	35,000		
4	77,101円以上（年収約360万円を超える）			

※第2子以降とは、年齢を問わず、保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児

※令和6年4月～令和6年8月は令和5年度区民税所得割額

令和6年9月～令和7年3月は令和6年度区民税所得割額で補助金を算定します。

※ひとり親世帯等（単身赴任は含まず）とは保護者または保護者と同一世帯の方が以下に該当する世帯です。

(1) 配偶者のいない者で現に児童を扶養している者

【提出書類】・児童扶養手当受給者証の写し・保護者の戸籍謄本・その他（離婚が確認できる書類等）

(2) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（在宅の者に限る）

【提出書類】・身体障害者手帳の写し・療育手帳（愛の手帳）の写し・精神障害者保健福祉手帳の写し

(3) 特別児童扶養手当、国民年金の障害基礎年金の受給者（在宅の者に限る）

【提出書類】・特別児童扶養手当受給者証の写し・障害基礎年金の受給者証の写し

(4) その他区長が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

3 申請の手続等

補助金等を受給するには、以下の流れで手続きを行ってください。

(1) 給付認定申請を行ってください。

認定希望月の前月末までに申請してください。

(2) 申請書兼請求書兼口座振替依頼書を提出してください。

申請書の記載例を参照の上、就園中の園に提出してください。保育課に提出するよう案内があった場合には、保育課まで郵送または持参してください。

申請期限 令和7年3月31日（月）

※年度途中入園の方は、随時提出して下さい。

※ひとり親世帯等に該当する方は、上記提出書類のいずれかを併せて提出してください。

■給付認定申請の提出書類について

(1) 新1号認定を希望される方

- 施設等利用給付認定申請書
- 施設等利用費及び杉並区私立幼稚園等園児保護者助成金申請書兼請求書兼口座振替依頼書
- マイナンバー記入用紙※本人確認書類を添付してください。

(2) 新2・3号認定を希望される方（保護者全員に保育を必要とする事由あり）

※次ページのフローチャート参照してください。

- 施設等利用給付認定申請書
- 施設等利用費及び杉並区私立幼稚園等園児保護者助成金申請書兼請求書兼口座振替依頼書
- マイナンバー記入用紙 ※本人確認書類を添付してください。
- 保育の必要性を確認する書類（保護者全員分）

※保育を必要とする事由とは、月48時間以上の就労等が該当します。

※育児休業を取得中の方は、復職月から対象となります。

※保育を必要とする事由及び提出書類については、

“令和6年度 保育施設利用のご案内”のP4・10・11をご確認ください。

※書類提出後、要件が確認され次第翌月からの認定となります。（4月のみ当月認定）

4 給付方法について

杉並区内の幼稚園は、入園料補助金（※1）を除き代理受領給付（※2）となります。区外の幼稚園に通園する方は、園が給付方法を指定します。給付方法は園にご確認ください。

（※1）入園料補助金は、償還払いで行います（保護者は入園料を全額納入→補助金を保護者に給付）。

（※2）補助金等を幼稚園に給付、保護者は補助金との差額分を幼稚園に納入

5 交付時期

各種補助金の交付時期は以下を予定しています。

○入園料補助金、償還払い園の保育料、預かり保育料、副食費補足給付の交付時期は以下を予定しています。

期	支払対象月	振込予定
第1期	令和6年 4月～ 6月分	令和6年 8月中旬
第2期	令和6年 7月～ 9月分	令和6年 11月中旬
第3期	令和6年 10月～ 12月分	令和7年 2月中旬
第4期	令和7年 1月～ 3月分	令和7年 5月中旬

※入園料の振込予定日は、支払対象月の振込予定に準じます。

○退園・転出（転居）する場合

退園、区外転出、区内転居する場合は、幼稚園より「退園・転出（転居）届」を受け取るか、杉並区HPよりダウンロードしていただき、必要事項を記入の上、すみやかに保育課へご提出ください。届出が遅れると過払いが生じ、返金していただく場合があります。

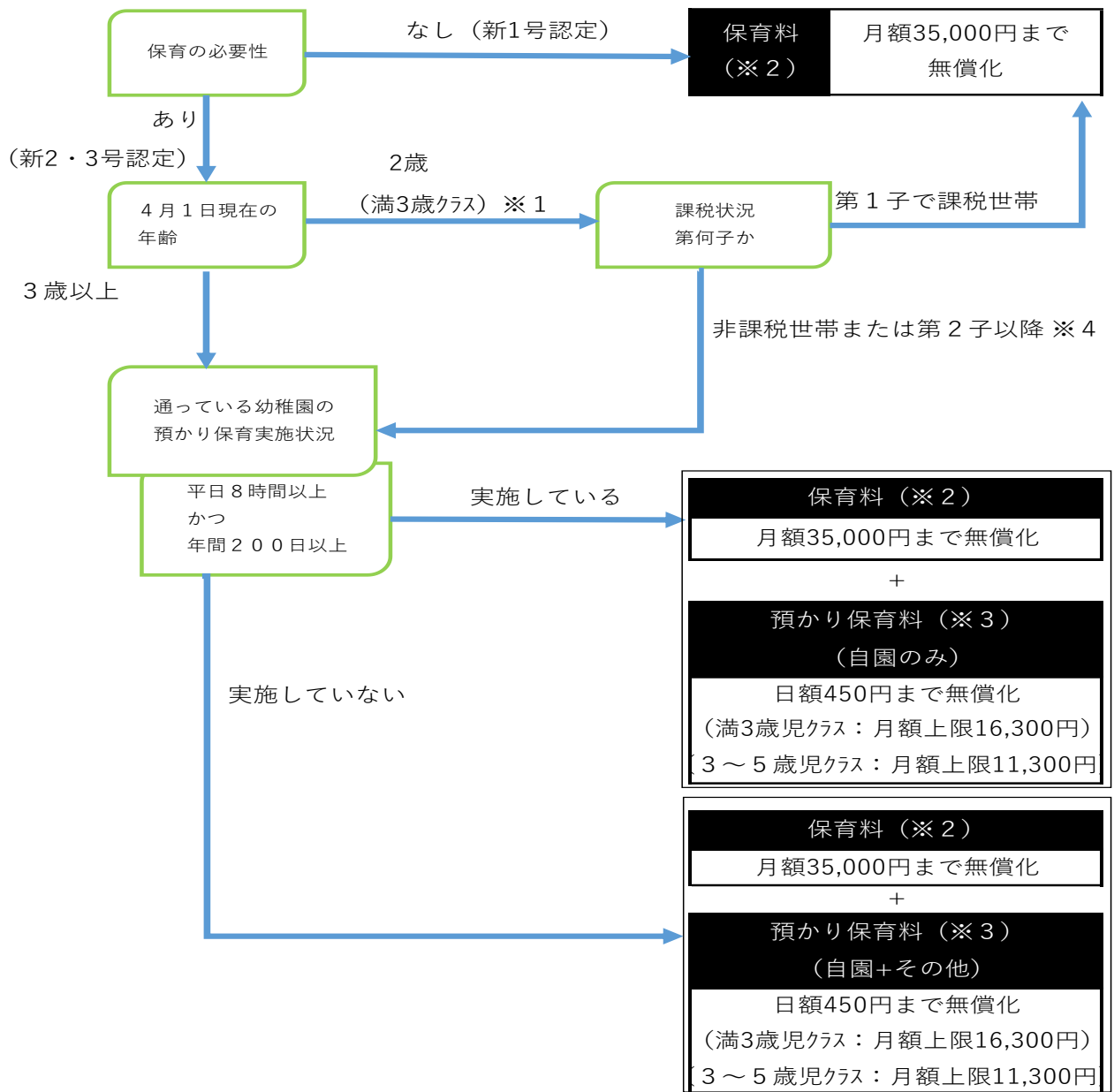
※転出された場合は、転出先の住民登録地で新たに申請する必要があります。

※転園された場合は、改めて新しい園で申請する必要があります。

○年度途中入園した場合

年度途中に入園された方は、「3 申請の手続等」をご覧ください、必要書類等の手続きをお願いします

【対象者・支給上限額フローチャート（保育料・預かり保育料部分）】



- ※1 満3歳児クラスが認可されている園に限る。
- ※2 保育料に対する補助金単価表を参照してください。
- ※3 日額450円×利用日または、月額上限11,300円のいずれか金額の低いほうの額を補助します。
- ※4 第2子以降とは、年齢を問わず保護者と生計を一にする兄・姉等を有する幼児です。

【問合せ・提出先】

杉並区役所 子ども家庭部 保育課 子供園・幼稚園係
 〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1
 電話 03-3312-2111 (代表)